

平成30年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

調査研究課題（三次公募）

| 調査研究<br>課題番号 | 調査研究課題名  |
|--------------|--|
| 1            | 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における子どもの安全確保対策に関する調査研究 |
| 2            | 医療機関における被虐待児童の実態に関する調査                               |
| 3            | 要保護児童等の情報共有システムの構築に関する調査研究                           |

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

|                  |   |
|------------------|---|
| 調査研究課題 1         | 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における子どもの安全確保対策に関する調査研究  |
| 調査研究課題を設定する背景・目的 | <p>本研究においては、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における子どもの安全確保対策として、以下の3点について検討を行う。</p> <p>1. 事故防止に関する講習内容について<br/>本事業は、市民ボランティアが地域の子どもの預かりや送迎を行う事業であるが、他の預かり・保育事業と比べ、提供会員（預かり手）に保育士等の資格を必須としていない点や、密室で一对一の預かりを行う点を鑑みると、一定の安全対策が必要となる。<br/>このため、現行の事業実施要綱では、提供会員向けの講習において、事故の発生等に備え、緊急救命講習の実施を必須としているが、事故防止に関する講習は必須とはなっていない。<br/>今般、予防措置の強化のために必要な提供会員向け講習の内容（事故防止対策など）について、検討を行う。</p> <p>2. 提供会員から子どもに対する暴力・性暴力の防止措置について<br/>上記1のような過失による事故だけでなく、提供会員による子どもへの暴力・性暴力といった事件性の高いものの防止対策についても検討を行う。</p> <p>3. 依頼会員（保護者）から子どもに対する虐待の発見・防止措置について<br/>昨今増加の一途を辿る保護者からの虐待についても、本事業として対応可能な措置を検討する。<br/>本事業は上記1及び2で示したリスクだけではなく、家族以外の第三者である提供会員が、子どもと一対一で向き合うことができ、依頼者である保護者とも接点を持てるというメリットがある。更に、両会員が同一市町村内に居住しており、当該家庭の継続的な見守りができる点は強みでもあり、本事業が虐待の発見・防止に貢献できる可能性を内包している。</p> |
| 想定される事業の手法・内容    | <p>全事業実施主体に対するアンケート調査（悉皆）及び先行事例のある市町村へのヒアリング調査（抽出）を実施。加えて、本事業以外の預かり・保育事業における対策事例の収集及び分析。</p> <p>有識者、関係団体、事業実施主体等で構成する検討委員会の開催。</p> <p>なお、調査等の進め方は、適宜厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室と協議すること。</p>  |
| 求める成果物           | <p>会員の管理体制や講習カリキュラムに反映できるような提言を添えて、報告書にまとめ、冊子及び電子データにて提出すること。</p>   |
| 担当課室・担当者         | <p>子育て支援課 健全育成推進室 室長補佐 （内線4843）</p>   |

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

|                  |  |
|------------------|--|
| 調査研究課題 2         | 医療機関における被虐待児童の実態に関する調査   |
| 調査研究課題を設定する背景・目的 | <p>医療機関において、医療の必要がないにもかかわらず社会的に入院にしている子どもたちが存在しているという指摘を受け、弊省では医療機関における一時保護の現状を把握し、「医療機関における適切な一時保護の実施について」（子発0830第11号、障発0830第2号平成30年8月30日）を発出したところである。</p> <p>他方で、医療機関における被虐待児童の入院（社会的入院）の現状は、児童相談所によって一時保護された児童だけではなく、医療機関が直接かかわっている被虐待児童も少なくないという指摘がある。</p> <p>本調査では、医療機関は関与しているが、児童相談所等が関与していない被虐待児童の実態調査を行うこととし、医療機関が関与している被虐待児童の属性や、医療機関が児童相談所等へ通告を躊躇する理由を把握し、医療機関における被虐待児童への対応の課題などを整理することを目的とする。</p> |
| 想定される事業の手法・内容    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本小児科学会の教育研修施設、5類型病院（臓器提供施設になりうる条件を満たす地域の中核病院）、各都道府県の保健医療計画で小児の救急輪番に参加する病院のいずれかに該当する963施設を対象にアンケート調査を実施する。</li> <li>・医療機関における児童虐待対応の経験のある医療機関側の実務者、児童福祉側の実務者、児童虐待対応における有識者等を構成員とする委員会を開催し、アンケート票についての精査、集計結果や課題の整理等を行い、医療機関における被虐待児童への対応の課題等をまとめる。</li> <li>・適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議を行いながら、本事業を進めること。</li> </ul>  |
| 求める成果物           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記調査結果をまとめ、今後の医療機関と児童福祉機関の連携推進に資する報告書を作成すること。</li> <li>・医療機関と児童相談所の連携推進に資する好事例等があれば、その取組について収集すること。</li> </ul>   |
| 担当課室・担当者         | <p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863）<br/>家庭福祉課虐待防止対策推進室 児童相談所指導係（内線4864）</p>   |

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票

|                  |  |
|------------------|--|
| 調査研究課題3          | 要保護児童等の情報共有システムの構築に関する調査研究   |
| 調査研究課題を設定する背景・目的 | <p>児童虐待の早期発見・早期対応に当たっては、関係機関間における緊密な連携が重要であり、国としては「要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業」の実施により、情報共有システムの構築による関係機関間における迅速な情報共有に試行的に取り組む自治体（市・区）の支援を行ってきたところである。</p> <p>また、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、「要保護児童対策地域協議会等における関係機関間のより効率的な情報共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備を促進する」こととされている。</p> <p>このため、先行事例等を踏まえつつ、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会におけるシステム整備を全国的に進めるに当たって、自治体の参考となるよう、情報共有の効率化のための標準的なシステムの内容を整理することを目的とする。</p> |
| 想定される事業の手法・内容    | <p>要保護児童等に関する情報共有について、システムの構築に取り組んでいる先駆的な自治体（10か所程度）へのヒアリング調査等を行うことにより、システムの標準的な内容を整理したガイドライン及びモデル的なシステムの例を作成する。</p> <p>なお、本調査研究を進めるに当たっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室と協議すること。</p> <p>（主なヒアリング調査の項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムで管理している情報の内容</li> <li>・システムにより情報共有を行う機関（部署）の範囲</li> <li>・システム導入の効果</li> <li>・システムの運用上の課題・問題</li> <li>・児童相談所等の市町村以外の関係機関との情報共有における課題 等</li> </ul>                 |
| 求める成果物           | <p>以下の2点に関する調査研究報告書を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先駆的な自治体へのヒアリング調査の結果等</li> <li>・要保護児童等に関する情報共有システムの構築に係るガイドライン</li> </ul>   |
| 担当課室・担当者         | 家庭福祉課虐待防止対策推進室 調整係（内線4896）   |